

悪臭に係る特定事業場

番号	特定事業場の種類
1	有機質肥料を製造する事業場（原料として家畜及び家きんのふん尿を使用するものに限る。）で次に掲げる施設を有するもの (1) 強制発酵施設 (2) 乾燥施設
2	動物質の飼料、肥料若しくは油脂又はこれらの原料を製造する事業場（原料として獣畜、魚介類又は鳥類の皮、骨、羽毛、臓器等を使用するものに限る。）で次に掲げる施設を有するもの (1) 原料置場 (2) 粉碎施設 (3) 煮沸施設（蒸解施設を含む。） (4) 乾燥施設 (5) 真空濃縮施設 (6) 排水処理施設 (7) 発酵施設
3	羽毛処理を行う事業場で次に掲げる施設を有するもの (1) 原料置場 (2) 煮沸施設（蒸解施設を含む。） (3) 乾燥施設
4	魚腸骨処理を行う事業場で次に掲げる施設を有するもの (1) 原料置場 (2) 粉碎施設 (3) 煮沸施設（蒸解施設を含む。） (4) 乾燥施設 (5) 粉碎施設 (6) 排水処理施設
5	産業廃棄物又は一般廃棄物若しくはその両方の堆肥を行う事業場で次に掲げる施設を有するもの (1) 原料置場 (2) 原料混合施設 (3) 発酵施設 (4) 乾燥施設
6	養魚の飼料を製造する事業場で次に掲げる施設を有するもの (1) 原料置場 (2) 原料混合施設 (3) 粉碎施設
7	紙、パルプを製造する事業場で次に掲げる施設を有するもの (1) 蒸解施設 (2) 溶解施設 (3) 乾燥施設 (4) 排水処理施設